

- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者 : 許可期間を卒業までとすると学年末毎の声掛けが滞ってしまうのではないかと思います。そうなると、子供が居住している地域との関わりも薄くなってしまうと思います。許可期間を学年末に設定すれば声掛けは毎年度末行えます。地域と深い関りを持てば地域を担う子に育ってくれると思います。
- 教 育 長 : 每年学年度末には期間満了の確認をしていますか。
- 教育総務係長 : 現在は学年末までの対応なので確認しています。事務局としては、中頭地区市区町村の状況も考慮して卒業までの許可期間にしたいと考えています。中頭地区では許可期間を卒業までとしている市町村が数多くありますので、地区として基準を平準化した方が良いのではないかと思います。1度申請したら単純に卒業までの期間を許可するということではなく、保護者と相談をしながら許可期間を設定していきたいと考えております。
- 教 育 長 : 基本は居住地区に就学するが、やむを得ない事情があれば学年末または卒業まで許可しようということです。
他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者 : これまでの状況では、1度指定学校変更を許可されると卒業までその学校に就学します。これは声掛けが不十分であるのではないかと思います。現在全国では学校選択制を進めていますので、許可期間を卒業まで認めてしまうと、やはり学校選択に繋がっていくと思います。学校が何校もある市町村であれば問題ないと思いますが、本町は2校しかありません。歴史ある2校は守っていかなければなりません。そのためにも許可期間は学年度末までとして、満了したら居住地の学校に就学していただくということが良いのではないかと思います。
- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 喜世川委員 : 1クラスの人数が、屋良小学校は少なくて嘉手納小学校が多かった時代に、嘉手納小学校の保護者から不公平だという声がありました。それを考えると、今後は学校選択を行うという可能性は大いにあると思います。
- 教 育 長 : 許可期間を卒業までにしてしまうと、1度許可したら声掛けが出来ない。学年末に声掛けを行うと、卒業まで許可されたじゃないかということで保護者ともトラブルになることが想定されます。許可期間を学年末または卒業までとして、学年度末には声掛けをするという約束を申請時に行うということではいかがですか。
- 教育総務係長 : 委員の皆様の御意見を踏まえると、許可期間は現行と同じ学年末に設定するべきかと思います。許可期間を各年度末または卒業までとすると、年度末毎の確認作業でトラブルが起こりかねません。基準としても明確である方が良いので、学年度末までとしたいと思います。
- 教 育 長 : では、現行通り許可期間は学年度末までと修正をお願いします。

他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

全 委 員 : 異議なし。

教 育 長 : それでは、議案第 24 号嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について承認いたします。

●議案第 25 号 「区域外就学許可基準」の制定について

教 育 長 : 議案第 25 号 「区域外就学許可基準」の制定について説明をお願いします。

教育総務課長 : (※議案読み上げ)

詳細については教育総務係長から説明いたします。

教育総務係長 : こちらは、嘉手納町外の児童生徒が嘉手納町内の学校に就学するというケースです。区域外就学の取扱いについては、市町村教育委員会が学校教育法第 9 条 2 項の規定に基づいて当該市町村間の協議を経て承諾することができると定められています。文科省からは、市町村教育委員会において地理的な理由・身体的な理由・いじめの対応を要する場合・児童生徒の具体的な事情を判断して相当と認めるときは保護者の申し立てによりこれを認めることができるという内容の通知がきております。本町は、それに係る許可基準を公表しておらず、保護者からの申し立てや相談等については慣例的に決定を行っておりますので、区域外の許可基準を明確に公表して、その基準に則って公平な判断をしていきたいと考えております。内容については前回と変更はございませんので説明は省略します。以上です。

教 育 長 : 何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 現在の決定方法を教えてください。

教育総務係長 : 他市町村の基準を準じて教育委員会事務局の方で判断しています。

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 今年も区域外からの入学者はいますか。

教育総務係長 : 相談を受けている人が 1 人います。

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

喜世川委員 : 区域外就学の許可を受けた方々は、期間を満了した場合は居住地の学校に転校していますか。

教育総務係長 : 許可基準を学年末ということで設定しておりますので、転校していただいております。

教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 私が現職の頃は区域外就学の子が全学年で 10 名程いました。発熱時の連絡や家庭訪問などに支障をきたす恐れはありませんか。

教育総務係長 : 区域外就学申請の必要書類として誓約書を考えております。就学先の学校の運営に支障をきたす場合は居住地の学校に転校してくださいということを記載する予定です。現在は誓約書を提出していただいていませんので、

- 今後はこういった手続きもしっかりと行っていきたいと思います。
- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 平 得 委 員 : 区域外就学を許可されている件数は何件ですか。
- 教育総務係長 : 現時点での承認件数は 18 件です。新年度入学の相談は 3 件です。
- 教 育 長 : 他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 全 委 員 : 異議なし。
- 教 育 長 : それでは、議案第 25 号「区域外就学許可基準」の制定について承認いたします。

●議案第 26 号 嘉手納町教育委員会の組織等に関する規則の全部改正について

- 教 育 長 : 議案第 26 号嘉手納町教育委員会の組織等に関する規則の全部改正について説明をお願いします。
- 教育総務課長 : (※議案読み上げ)
詳細については教育総務係長から説明いたします。
- 教育総務係長 : 教育委員会の組織の強化を図るために、教育指導課を 2 係体制にするという提案です。教育委員の皆様から御意見をいただき、それを踏まえて調整を行い、再度 3 月の定例会議で改正の提案をさせていただく予定です。
- 教 育 長 : 何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 喜世川委員 : 教育指導課が 2 係になることですが、職員も増えますか。
- 教育総務係長 : 人員体制も強化していただけるという話は聞いております。
- 教 育 長 : 現状の教育指導課は 1 係でその中に指導主事が所属しています。指導主事は教育課程の指導助言や学習指導等の業務を行うということが本来のあり方ですが、役場職員の担う業務を行っています。そのため学校に行く時間が取れません。そういう体制で 1 番に被害を受けるのは子供達です。そこで、教育指導課の体制強化として 1 係を追加し、指導主事 2 名には教育委員会全体に指導助言を行うという専門家としての役割を果たしていただこうと思います。
他に何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
- 全 委 員 : 異議なし。
- 教 育 長 : それでは、議案第 26 号嘉手納町教育委員会の組織等に関する規則の全部改正について承認いたします。

●議案第 27 号 嘉手納町立幼稚園及び小中学校の学年末休業日について

- 教 育 長 : 議案第 27 号嘉手納町立幼稚園及び小中学校の学年末休業日について説明をお願いします。
- 教育指導課長 : (※議案読み上げ)
コロナの影響による臨時休業の補填として、授業日数を確保する必要がりますので、学年末休業日を変更したいと考えております。

教 育 長 : 何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
全 委 員 : 異議なし。
教 育 長 : それでは、議案第 27 号嘉手納町立幼稚園及び小中学校の学年末休業日について承認いたします。

●その他① 学校施設について

教 育 長 : その他①学校施設について説明をお願いします。
教育総務係長 : 令和 4 年度から嘉手納小学校ランチルームで学童クラブを実施するためには、学校施設の使用許可の依頼がきております。次年度 1 年限りで施設使用の承諾をするということで話を進めさせていただいておりますので報告いたします。
教 育 長 : 何かご質問やご意見のある方はいますか。
全 委 員 : なし。
教 育 長 : それでは、そのように進めてください。

●その他② 町立小中学校の電話対応の状況について

教 育 長 : その他②町立小中学校の電話対応の状況について説明をお願いします。
教育指導課長 : (※資料読み上げ)
嘉手納町も中頭地区の他市町村と同様に留守番電話や自動音声電話による対応を行いたいと考えています。教職員の電話対応時間を減少させることで勤務時間の削減にも繋がると思います。教職員の働き方改革の取り組みとしても必要な対応であると思います。
教 育 長 : 何かご質問やご意見のある方はいますか。
教育長職務代理者 : 県庁で開催された研修会でもそのような話がありました。教職員の多忙化を防ぐためにも必要な対応であると思います。
教 育 長 : 他に何かご質問やご意見のある方はいますか。
全 委 員 : なし。
教 育 長 : それでは、そのように進めてください。

傍聴人退室（非公開）

●議案第 28 号 嘉手納町スポーツ推進委員の委嘱について

〈 非公開審議 〉

教 育 長 : 何かご質問やご意見、または異議のある方はいますか。
全 委 員 : 異議なし。
教 育 長 : それでは、議案第 28 号嘉手納町スポーツ推進委員の委嘱について承認い

たします。

では、以上をもちまして第12回定例教育委員会を閉会いたします。

8. 会議録の署名人

教 育 長

北 東 伸

教育長職務代理者

奥 間 千 津 子